

第31回 内閣府独立行政法人評価委員会 国民生活センター分科会

- 1 日 時：平成24年3月26日（月） 13：58～15：07
- 2 場 所：消費者庁61会議室
- 3 出席委員：山本分科会長、伊集院分科会長代理、大河内委員、長岡委員
- 4 議事次第：
 1. 開会
 2. 議題
 - (1) 各事業年度の業務の実績に関する評価基準について
 - (2) 平成23事業年度業務実績項目別評価表（案）及び総合評価表（案）について
 - (3) その他
 3. 閉会

<配布資料>

- 資料1 : 独立行政法人国民生活センターの各事業年度の業務の実績に関する評価基準
- 資料2 : 独立行政法人国民生活センター平成23事業年度業務実績項目別評価表（案）
- 資料3 : 独立行政法人国民生活センターの平成23事業年度における業務実績の総合評価表（案）
- 資料4 : 国民生活センターの在り方の見直しに関する検討状況について
- 参考1 : 平成22年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について
- 参考2 : 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」のフォローアップ
- 参考3 : 独立行政法人の制度及び見直しの基本方針（抜粋）
- 参考4 : 独立行政法人の制度・組織の見直しについて（抜粋）
- 参考5 : 独立行政法人評価委員会及び国民生活センター分科会の開催予定

午後1時58分 開会

○山本分科会長 定刻前ですけれども、皆様おそろいですので、ただいまから内閣府独立行政法人評価委員会第31回国民生活センター分科会を開催いたします。

本日の分科会は内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしており、有効に成立していることをまず最初に確認させていただきます。

それでは、事務局から、本日の配布資料についてご説明をお願いいたします。

○石田地方協力課課長補佐 資料につきましてご確認させていただきたいと思います。

まず議事次第、ホチキスでとめてありますA4の2枚紙になっております。小さい豆クリップで2つの束になっておりますが、少し小さい束のほうで、資料1、独立行政法人国民生活センターの各事業年度の業務の実績に関する評価基準、2枚紙になっております。

その次に資料2、独立行政法人国民生活センター平成23事業年度業務実績項目別評価表(案)、これはA3で8ページになっております。

資料3でございます。独立行政法人国民生活センターの平成23事業年度における業務実績の総合評価表(案)、A3で2枚物、2ページになっております。

それと、資料4、国民生活センターの在り方の見直しに関する検討状況について、A4の2枚紙になっております。

次にもう一つ豆クリップのほうでつづられておりますけれども、参考1、平成22年度における内閣府所管独立法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について、これは政策評価独立行政法人評価委員会委員長から内閣府独立行政法人評価委員会の委員長のほうにあてられている資料でございます。これもA4で9ページになっています。これは両面になっております。

それと、あと参考2、資産運営の見直しについてに係るフォローアップ調査様式(様式1)のものでございまして、これもA4の6ページものになっております。

それと、参考3、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針、A4の両面で15ページになっております。

それと、参考4、独立行政法人の制度・組織の見直しについての抜粋のもので、これがA4の両面で2ページになっております。

それと、参考5、独立行政法人評価委員会及び国民生活センター分科会の開催予定について、これはA4で片面刷りで2ページになっております。

資料としては以上でございます。足りないものがございましたら、大丈夫でございますでしょうか。

以上でございます。

○山本分科会長 資料につきましてはご確認の上、欠けている資料がございましたらお申出いただきたいと思います。

それでは、議題に入らせていただきます。お手元の議事次第に示してある順番で進めてまいります。最初の議題であります。独立行政法人国民生活センターの各事業年度の業

務の実績に関する評価基準につきまして、お諮り申し上げます。

これは一応、前年度の評価結果等を踏まえて必要に応じて見直すこととされておりますので、お示ししている資料は例年どおりのものですが、何かご意見等がございましたら、お申出いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。例年これでこれまでやってきておまして、委員の皆様も何度かご経験がおありだと思っておりますので、また、もし任期等の問題がなければ、この夏に評価基準に従って作業を行っていただくこととなります。定量的な評価項目と定性的な評価をする項目とそれぞれに分けて、A、B、C、Dという形で評価基準が示されてございます。これに従って、評価をしていただくこととなりますので、ご確認の上、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、特にご意見がないということで、各事業年度の業務の実績に関する評価基準につきましては、原案のとおり承認されたこととして、今後の作業を進めさせていただきたいと思っております。

次に平成23事業年度業務実績項目別評価表（案）及び総合評価表（案）につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○林地方協力課長 それでは、お手元にお配りをしております資料2、項目別評価表（案）、それから、資料3の総合評価表（案）、それから、逐次参考資料もご紹介させていただきながらご説明をさせていただきたいと思っております。

本日お配りをしております資料2、資料3、いずれも昨年からの変更点については赤字でお示しをしております。それ以外の項目については、基本的に前年度と同様の項目なり指標なりというものを設定させていただいております。

本日は時間の関係もございまして、特にこの変更点を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。まず項目別評価表の1ページ目をご覧ください。特に1番目の「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の中の、「保有資産の有効活用」というところにつきまして、（5）の2つ目のポツで、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、相模原事務所の研修施設としての廃止の具体化について検討するという項目を新設しております。これは以前にもちよっとご説明させていただきましたけれども、一昨年末の独立行政法人の見直しの基本方針の中で、共通的事項について、利用率の低い施設の統廃合や廃止ということが議題に上りまして、この国民生活センターの相模原事務所の研修施設についても、研修施設としては廃止をすることが当時決まっておりました。この結果を受けまして、23年度にどういった検討状況、あるいはその具体的な措置がとられたのかということについて、項目を設けて、分科会委員の協議によって決定をさせていただくという基準を示させていただいております。

それから、1枚おめくりいただきたいと思っております。

2ページ目は、幾つか変更点がありまして、この2ポツの「国民に対して提供するサー

ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」という中の、「消費生活情報の収集分析・提供」のところにつきまして、何点か変更をさせていただきます。

まず、(1) 消費生活情報の収集・分析・提供の中の、P I O-N E Tの刷新等については、これは時系列を反映いたしまして、そもそも22年度にP I O-N E Tの刷新というものが行われたわけですが、これを受けまして、23年度については、その後のフォローといたしますか、運用を評価をしていただくということにさせていただきたいと思っております。特にこの23年度につきましては、「安定的な稼働を図るとともに、消費生活センターにおける運用状況及び改善要望等をもとにシステムを改善する」といった形にさせていただくとともに、また、下の段で開設日が週3日以下でP I O-N E T端末の配備を希望する消費生活相談窓口については、「予算の状況、利用環境の整備等を勘案しつつ、優先順位に応じて順次端末等の配備を行う」ということにさせていただいております。

ちなみに平成22年度におきましては、特にP I Oの端末の配備については、「P I O-N E T端末の追加配備要望調査を実施し、その結果を踏まえて、さらなる追加配備を行う」としておりました。

特にここではいわゆるセンターになるということを要件にして、センター以外のところにも配備を続けておまして、原則的には週4日という開設日を念頭に置いておりましたけれども、週3日以下でも、近々、その開設日数を増やすといったような意向のあるところについては追加配備を行っていくということにしておりましたので、こういった記述にさせていただいております。

それから、次の段、「計画なし」というふうに赤字で記載されておるかと思っておりますけれども、P I O-N E Tの刷新、運用は開始をいたしましたので、これに対応する項目については、23年度については記載なしという形にさせていただいております。

それから、端末、検索の関係について、P I O-N E Tのキーワードに依存しない検索手法の採用を含めて検討するというのが中期計画の項目の中にございまして、昨年度は「最新の検索技術等の動向に関する情報の収集調査を行う」ということにさせていただいておりましたけれども、今年度の項目では、「将来的に消費生活情報の入力に係る相談員の負担を改善するため、最新の検索技術等について調査・研究に着手する」ということにさせていただいております。

これは私ども、今、P I O-N E Tの将来的な刷新に向けて検討会というのを設けさせていただいて、今現在のシステム上の問題、あるいは業務の流れについての改善点の有無などについても、事務的な検討を進めさせていただいております。そういう意味で、現在このキーワードを付与して、それに基づいた検索ということで行わせていただいておりますけれども、直近の技術を用いた、もう少し簡便でかつ正確な検索ができる、そういう手法についての研究を行っていきいたいということに基づいて、こうした記述に変えさせていただきます。

それから、次の段、②の早期警戒指標の整備に関連する評価項目、指標についてであります。特に②の2つ目のポツのところで、「早期警戒指標の情報から重要な事案を発見して消費者被害の規模や内容、深刻度を迅速に分析する、いわゆるP I O - A L E R Tの安定的な稼働を図るとともに、国や地方公共団体の消費者行政担当部局からの改善要望等を聴取し、システムの改善を図る」というふうな形にさせていただいております。

これは平成22年度に、このP I O - A L E R Tの構築というのを行わせていただきましたので、これはもう既に稼働しているということを前提に、運用状況を注視しながら、個別の要望に対して改善として対応していくということで、こうした項目を設けさせていただいております。

なお、ちょっと前後いたしますけれども、先ほど事務局のほうからご紹介させていただきました、参考1というのがございます。これは政独委から内閣府の独立行政法人評価委員会に対して意見書というのをいただいております、この中で何点か国民生活センターに関連をして、指摘をいただいているものがございます。大きくは3点ございまして、まず、4ページ目をご覧いただきたいと思うのですが、これは内部統制に関する評価について、最終的な評価結果の中で、国民生活センターについては言及がなかったと。実際には、これは昨年の評価委員会の中でも別途の資料をお出しして、十分議論いただいて、その上で総合評価というのをいただいておりますけれども、最後に総合評価表の中に、実はこの「内部統制」という文言がなくて、ワーディングがないということで評価をされていないというような捉え方をされていて、非常に我々、これは不本意なんですけれども、今年の評価に当たっては、事実、評価をいただいておりますので、それに対応する記述をきちんと加えさせていただくことで対応させていただきたいと思っております。

それから、5ページ目をご覧いただきたいと思うのですが、これは中段ほどに「基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては」という段落がございます。この基本方針に基づく措置事項と申しますのは、ちょっと前のほうをご覧いただきますと、これは先ほどちょっと触れさせていただきました、一昨年末に閣議決定されました、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、この中で幾つか個別に国民生活センターについて、あるいは独立行政法人に共通のものとして、こうすべきとされた事項がございます。この事項についての措置状況について、フォローアップをしていただきたいということでございます。

その意味で、現時点でのフォローアップ状況については、今日お出しをしております資料の中、参考2というのがございます。これは私どもが事務的に昨年の9月、この閣議決定の内容を受けまして、「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式というもので回答させていただいたものでございまして、逐次説明はいたしませんけれども、これらの事務的なその時点での状況、また、その後の進展もございます。今回のこの評価の過程において、また、こうした措置状況についてもご説明をさせていただきながら、全体として反映をさせていただくということで対応させていただきたいと思っております。

し、先ほどちょっと触れさせていただきました、相模原施設の研修施設としての廃止もこの措置事項の中の一環でありまして、この評価項目の中の項目なり、基準として反映すべきものについては反映をさせていただいているというものでございます。

それから、7ページ目をご覧くださいと思います。これは国民生活センターについて個別事項の指摘をいただいているものでございます。これは昨年この国民生活センター分科会でもいろいろご議論いただいて、早期警戒指標についての評価、効果とか有効性についての評価というのをどうするかということがポイントでございます。

私ども、これは政独委の事務局とは随分やりとりをしまして、なかなか早期警戒指標というものを定量的にその効果を把握するというのは非常に難しいので、どうやったらいいのかという点はございますけれども、この指摘というのが出てきております。项目的には先ほどもちょっとございましたように、項目別評価表の中に、早期警戒指標の整備という項目が既にありますので、定性的な評価としては、ここで運用状況などを説明しながら評価をいただくということになるわけですが、有効性、効果というものをどういう点で把握ができるのかというのも少し事務局として検討させていただいた上で、その評価がいただけるようなことを考えていきたいと思います。具体的には、恐らく行政処分とか、事件の検挙といったものの端緒情報として使われたのか、使われなかったのかというのは、これは捜査上の秘密の問題もあって、なかなかそういう1対1対応で、これがきっかけでというのは、なかなかリターンを得るのは難しいと思いますので、実際に早期警戒指標の中で提示をした情報の中で、報道等を通じて検挙につながった、あるいは処分につながったといったような事案があれば、そういったところを具体的な因果関係はあるなしというのはちょっと判断は難しいわけですが、情報提供をした事案に類似するものについて、処分等があったものについては、情報提供させていただくというようなことで、厳密な意味での定量的な判断はできませんが、対応させていただくしかないかなというふうに思っております。

以上が政独委からの指摘事項でございまして、ちょっとまた項目別評価表の方にお戻りいただきたいと思います。

それから、この2ページ目の最後の変更点でありますけれども、事故情報データベースに入力された情報についての情報提供の活用、これは消費者庁との関係で、結果的にはこれは22年度にもこの事故情報の収集や提供というのは、ここに記載しているような意味での運用というのはなされておりました。これがある意味ではこの評価を難しくしていた部分もありますので、平成23年度の項目別評価表、あるいはその評価基準の中では、この関連の項目については「計画なし」という形で対応させていただきたいというふうに思っております。

次の3ページをご覧くださいと思います。消費者トラブルメール箱の運用のところについてでございますけれども、ここでは指標を2つ立てておりまして、情報収集・提供の内容とホームページ上での情報提供件数というのを挙げさせていただいております。

ここでは、この情報提供件数の中で、その意味合いを明確にするために、単なる連絡先の教示であるとか、アドバイスとして認められないものというものは除くという形で、その数の意味というのを明確にさせていただいているということでございます。

それから、このページでは下の方に出版物の関係で、若干変更点を加えております。「月刊国民生活」、これは定期的に印刷物として発行させていただいているものでございますけれども、平成23年度につきましては、こういった刊行物としての発行に加えて、インターネット上でホームページを通じてコンテンツを提供するという点についても対応させていただきたいと思っておりますので、その項目について追加をさせていただいているということでございます。

それから、4ページ目をご覧くださいと思います。これは非常に重要なポイントであるんですけれども、中期計画の各項目の中で、真ん中にイ、直接相談というのがございます。ここについては、先ほど申し上げた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の中でも閣議決定として廃止という形になっておりましたので、これに対応するものとして、「『消費者ホットライン』を活用した地方支援」という形で項目を改めさせていただいた上で、具体的にはこれは消費者ホットラインという全国共通ダイヤルを通じて、相談者の方の最寄りの消費生活センターないし相談窓口におつなぎをするというサービスなんですけれども、これも実際につないだ上で、回線が使用中ですと、電話が話し中ということになりまして、通じないという状況がまま見られます。この話し中のものについては、国民生活センターの電話番号を案内をさせていただいて、急ぎの方にはそちらで相談を受けるとことで、平日バックアップ相談と呼んでおりますけれども、こういうサービスに内容を変更させていただいております。そのことをこの評価項目としても明らかにさせていただいた上で、この平日バックアップ相談の実施状況を指標としながら、引き続き評価をしていただくということにさせていただいてはどうかというふうに思っております。

同様に、次の個人情報の取り扱いに関する苦情相談、この個人情報相談についても、自治体と同様に国民生活センターでも直接的に相談を受けておりました。これも同じタイミングで廃止をさせていただいております。そのことに関連をいたしまして、ここも個人情報の取り扱いについて、消費生活センターからの経由相談に引き続き積極的に対応するという点で、直接に相談を受けるということではなく、経由相談という形で地方の支援をしていくという形に項目を変えさせていただいております。それと同時に指標についても経由相談の対応状況という形に変えさせていただいております。

それから、続いて5ページ目をご覧くださいと思います。消費生活相談緊急情報についてでございます。これについては、記述を前年度までは、その下の製品関連事故情報も同様ですけれども、「追加配備されたP I O－N E T端末を活用し」ということを入れておりましたけれども、緊急情報を速やかに提供するため、消費生活相談緊急情報を消費者行政フォーラムに毎月2回掲載するという形で簡潔に改めさせていただいております。

同様の主旨でその下の製品関連事故情報についても修正をさせていただいております。

それから、次の6ページ目でございますけれども、これも先ほどの閣議決定の内容に関連いたしまして、研修コースの関係で、評価項目の3つ目の箱に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づき、相模原の研修施設で行う研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する」というふうに評価項目を改めさせていただいております。具体的には、独自の宿泊機能のついた研修施設の使用ができませんので、代替施設の確保や研修コースの設定ということについて対応をさせていただいておりますので、その対応状況について説明させていただいた上で評価をいただきたいというふうに思っております。

それから、7ページ目をご覧くださいと思います。7ページ目、これも5ポツで不要財産の処分に関する計画、これは先日のこの国民生活センター分科会、あるいは内閣府の独法評価委員会でもご議論いただきましたけれども、平成20年度の補正で国民生活センターに措置をしていただきました3年分の運営交付金のうち、あと1年、この平成24年度を残しておりますけれども、それでもなお、利用の見込みのない資金については返還をするということで、不要財産として、平成23年度中に国庫納付ということをさせていただきました。

このことを反映いたしまして、この事業年度の評価項目についても、この平成23年度中の国庫納付について、加えさせていただいて、その対応状況について判定をしていただくということにさせていただきたいと思っております。変更点は以上であります。

それから、総合評価表についても、同様に今ほどご説明をいたしました不要財産の処分の関係で、2ページ目の3ポツの「予算、短期借入金、不要財産の処分、剰余金に関する事項」というのがありまして、ここは昨年まで不要財産の処分というのがございませんでしたけれども、ここについても同様の項目を立てて、反映をさせていただいております。総合評価表については、基本的にはそれ以外には変更がございません。

私からの説明は以上でございます。

○山本分科会長 それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

大河内委員、お願いします。

○大河内委員 質問なんですけれども、今の不要財産の処分ですけれども、剰余金と言わないのはなぜなのでしょう。

○山本分科会長 ただいまのご質問は、不要財産の処分について、剰余金……

○大河内委員 剰余金というのが入って、今までと意味が全然違うのかなと思って。

○山本分科会長 ということですので、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○林地方協力課長 これは中期計画なり事業計画の中でも、観念的に不要財産については、あらかじめ見通しとして、この中期計画や事業計画年度中に見通した上で、あらかじめ利用する見込みのない資産であることがわかっているものなので、これは別の概念として不要財産ということで立てさせていただいて、それについては返納するという今回、対応に

させていただいたという経緯がございまして、恐らく観念的というか、もう少し言葉の定義として剰余金と不要財産というのはもう少しクリアな説明ができるんだと思いますけれども、今回、この計画上の概念としては、剰余金とは別に不要財産の処分というのを項目として足させていただいております。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

事務的にはそういう形で定義されているということですので、私どももそれを前提として対応したいと思います。

ほかにご質問、ご意見、ございますか。

それでは、時間の関係もありますので、私のほうから幾つか伺いたい点があるんですが、全体として、やや大きくなる可能性もある問題としては、本来、中期計画で変更しなければいけない問題があるのではないですか。直接相談が廃止されたけれども、中期計画変更の手続を今とっていない、あるいは、計画ですと、これは法人側になりますけれども、むしろ目標自体を役所のほうが変わるべき部分があるのに変えていないということはないんでしょうか。目標が変わらなければ、法人も中期計画を変える必要もないというか、変えられないということになる。玉突きで結局、我々のこの評価項目のところ非常に大きな変化を示されて、去年と変わりましたというふうにおっしゃられても、何かちょっと違うのかなという部分もあるんですけれども、そのあたりは整理はついていますでしょうか。

○林地方協力課長 これは一昨年末に閣議決定をされて、直接相談という形式のものを確かに廃止をさせていただきました。その直接相談というのが、内容や主旨として、実際に何を担ってきたのかという点が最も大きな議論になったところであります。

行政刷新会議から指摘を受けたのは、市町村の消費生活センター、あるいは都道府県の消費生活センターと全く同じ意味で国民から直接に相談を受けるというような、これは違うのではないかと。しかし一方で、地方では受け切れていない相談需要というのがあり、また他方で、ここが非常に大きなポイントですけれども、従来、国民生活センターの直接相談というのが非常に大事だと言われてきたのは、これは釈迦に説法ですけれども、いわゆるセンサー機能というのを国民生活センターが果たすために、やはり実際の社会でどういふ事象が起きているのかということを見ずから知る、あるいはみずから解決に当たるといふことが非常に大事だということがございまして、その意味で、その機能は維持する必要があるだろうと、そのために、自治体と全く同じ意味での直接相談という形式ではなく、その自治体が受け切れていない相談需要というのを、別途ダイヤルを設けて、国民生活センターが直接に相談を受ける機会を持つ。

また、平日だけではなくて、土日も土日祝日相談というのをやって、直接に相談を受けておりますので、こうしたものの斡旋処理も充実をしていくということで、国センのセンサー機能というのはきちっと果たせるように、相談を受ける機会を確保していこうということで、今回、対応をとらせていただきました。

その意味で、文言として確かに直接相談という形式は廃止をさせていただきましたけれ

ども、国センの機能として維持をしていかなければいけない直接相談の持っていた役割というのは、あえて大きく変わっていないのではないかとということで、この中期計画なり、中期目標等の見直しというのは今回させていただかなかったということでございます。

○山本分科会長 わかりました。先ほど剰余金と不要資産のところは非常に厳密に区別されたけれども、こちらはより機能的に捉えて、大きな思想面での変化はなく、継続性が認められるから、計画、目標の変更はないというご説明でした。我々としてもそういう理解で今年の夏の作業に、もしご異論がなければですけども、臨みたいと思います。

しかし、今次の中期計画期間について、今年仮評価をやって、来年また本評価でしょう。私、いつまでやるかわかりませんが、いずれにせよ、途中でかなり変わっている部分がありますので、少し整理する必要があるかという感じはなお残ります。目標、計画をきちっと変えないと、最後の総合評価のところはどうなっているんだと、外からいろいろ言われたときに説明できないということにならないようお願いしたいと思います。

例えば、国民生活もやめるんでしょう。

○林地方協力課長 刊行物として、販売をやめるということは考えています。

○山本分科会長 なるほど。その辺も、創刊し定期刊行するというのが計画で、目標もそういう文言になっていると思うんですね。それが今度変わると、中期目標期間内でそういう形で対応が変わりますね。これもやっぱり評価委員会の方の評価項目だけ変えれば済む話なのかどうかと、そういうのがいろいろありますので、来年度、本評価を迎えるということもございますので、少し全体的に検討していただければというふうに一応要望しておきます。

ほかに何かございますでしょうか。

伊集院委員、どうぞ。

○伊集院分科会長代理 ただいまの「月刊国民生活」、書籍の販売はやめるということで、休刊の2月号が届いていたんですけども、ここに書いてある書き方ですと、文言は定期発行することなんですけれども、そのあたりがちょっと、私たちはわかっているけど、何となくその辺のことがわかりづらいかなという感じでしたので。

○山本分科会長 それはまた来年度、24年度の業務実績の評価をする場合に、さきほど述べましたとおり、目標から少し改めるとか、そういう問題はあるということかと思えます。しかし、今年度はまだ刊行されている間の話ですから、つまり当面私たちが作業する23年度については刊行されていますので、そこは変える必要がないということで、来年度またどうされるのか、これはまたご提示をいただいて、私たちも何か意見があれば申し上げていくことにしたいと思います。

ほかにございますか。

ではちょっと私、気になっているところを。評価項目のところ「計画なし」とある箇所がありますが、これもちょっと違和感があるんですね。この分科会ないし、独法評価委員会の評価項目のところの注記事項みたいな形の位置付けになってはいますが、従来はこう

いう文言で記述していたんですか。要するに評価対象事業が前年度までにもう実施済みであるとか、あるいは、当業務年度については、具体的計画がないため、評価対象としないとか、そういう意味なので、「計画なし」というのは、計画がないのは中期計画とか、そっちのレベルの話なので、私ども分科会としては「計画なし」ということはおかしいですよ。ですから、その辺の文言は少し改めていただいたほうがよろしいのではないかと、評価のサイドの計画がないのではなくて、実施者サイドの計画が、あるいは具体的な業務実績というものが無いので、私たちとしては評価対象がないと、そういうような文言が望ましいのではないかとこのように感じました。

それから、後でまた何か、私のほうの誤認がありましたらご指摘いただきたいと思いますが、例のP I O－A L E R T、これは昨年からも言われていて、私たちも議論して、私自身、はっきり言って、昨年の対応でいいのかという不安はありましたけれども、やはり案の定、指摘されたということですので、今年はまだちょっとしっかりやっつけていかなければいけない。

従来、大森先生などが委員におられれば、事務局サイドにもそんなのは突き返せというぐらいに強く言われた。つまり、無理難題を言われて、私たち民間の委員が夏に苦しむというようなことは非常に独法評価の在り方としてよくないので、しっかり役所サイドで対応していただくということが必要ではないかと思いますが、とりあえずこれは受け取って、そういうふうに指摘されていますので、先ほど林課長からご提案があったような形でぜひ私たちの作業をサポートしていただければというふうに思います。この個別の項目別評価表で定性的に、それから、総合評価表で定量的にというふうにきれいに分けられない世界だと思うので、やはり、総合評価表もある程度定性的といいますか、傾向的なものとか、あるいは事例を挙げるとか、そういうような格好で対応せざるを得ないだろうと思いますので、その辺はぜひご工夫をいただきたいというふうに思います。

それから、P I O－N E Tの分類、この2ページ、項目別評価表のP I O－N E Tの分類、キーワード、この分科会の項目評価の着眼点としては、調査研究に着手するという記載になっていますけれども、昨年も調査することになっていたのではないのでしょうか、22年度に。ですから、23年度に調査研究に着手するという表現はどうでしょうか。もう昨年やっているわけでしょう、調査は少なくとも。研究に今年着手するというならわかりますよ、昨年は調査までだったから、今年は研究に着手する。しかし、昨年も調査をやっているはずなんですから、そこはちょっと、これは表現の問題なのかもしれませんが、その辺をちょっと、昨年度の実績と今年の評価表として、そこでちょっとそごが生じているように思いますので、そこを少し書き改めていただきたいというふうに思います。

私のほうで拝見していて気づいた点は以上です。何か、いや、そこはそういう主旨ではないんだというようなことがございましたら、ちょっとご指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○石田地方協力課課長補佐 今、先生からご指摘いただきました、P I O－N E Tのキー

ワードのところがございますけれども、この評価項目のところは、年度計画の項目を抜き取って、書きつけているところがございます。

○山本分科会長　しかし、今ここで我々が議論しているのは、変えることができるから議論しているわけですね。ですから、もしそうであれば、年度計画の記載がいいのかどうかという主旨だというふうに受けとめていただければと思うんです。私たちはこの評価項目を見て、これがちゃんとこの項目に、指標で当てはまるか、そこを見ていきますから、その前提の項目が理解できないものであれば、我々は作業ができないので、いろいろ申し上げているんですけれども。

○林地方協力課長　具体的に申し上げますと、昨年度は最新の検索技術等の動向に関する情報の収集調査ということだったんです。

○山本分科会長　動向に。なるほど。やっぱりそこは違うんですか。

○林地方協力課長　それで、気持ちとしては一步進んで、実際にシステムとして導入可能な検索技術というものを調査研究するというので進めたつもりで書いているんですけれども、前年度の記述がここにはないのでちょっとわかりにくいのと、確かに必要な情報の収集調査を行うということにしていましたので、ここで「調査研究に着手する」という、この「着手する」という文言が、何か去年やっていたんじゃないのかというご指摘を招きやすいことは確かです。なので、調査という言葉をもう少し変えたほうがいいのかもかもしれません。具体的な検索技術の導入の可能性について、研究をしたいというのがここではその主旨ですので。

○山本分科会長　そうですね。だから、昨年度の実績をある程度うたっていただいて、「昨年度の動向調査を踏まえ」とか、そして今度は「技術についての調査研究に着手する」ということであれば、私たちも、ではそこを見ればいいんだなということがわかりますので、そういうような形に変えていただければというふうに思います。

ほかに何か、あるいは事務サイドでも、あるいは委員の皆様でもご指摘いただく点はございますでしょうか。また、私は項目別評価表について幾つか述べましたが、総合評価表についてもあわせてご意見がありましたら、いただきたいと思います。

○石田地方協力課課長補佐　先ほどの「計画なし」の表現、前例を調べて、一応中期計画で既に、これは5年間の計画でございますので、その中で项目的に実行されたものについて、その計画で実行された後の年度計画に盛られていないものは「計画なし」と書いてみたんですが、少し先生の今日のご指摘も踏まえて、前例はこうだったと思いますが、再度また書き方を今日の話で直しを入れるなりしてみたいと思います。

○山本分科会長　中期計画という計画が表にあるわけでしょう。それで、その脇に「計画なし」といったら、これはやっぱりわからないでしょう、普通の人は。だから、そのところを分かるようにということです。

○林地方協力課長　実施済みのものは実施済みといったような形で

○山本分科会長　そうですね。その辺、わかりやすく書いていただければいいかなと思い

ます。

ほかに何かございませんか。あるいは今日、この流れでいいますと、次の議題がその他ということになりますので、先ほど政独委からの指摘事項等などについても何か、この辺はどうなっているんだとか、夏にどのような形で作業をすることが予定されているのかとか、その辺ももしご不明の点があれば、今からご質問いただいて、ご議論いただく必要があるかと思しますので、その辺も含めてご質問、ご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほどの政独委との関係の内部統制です。あれは私のほうのチェックがまずくて指摘を受けることになったかもしれませんが、やっぱり作文技術のほうは事務局に、我々は役人ではないので。やっているつもりでもそういうことで、やっていないと言われると、確かに不本意ということになりますので、その辺はまた夏の作業の際にサポートのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、政独委のほうから震災対応というようなことも何か言われてはいませんか。これは私たちの作業とは別に何か。

○石田地方協力課課長補佐 この参考1の後ろに別紙の6というのがついてありまして、ありませんでしょうか。

○山本分科会長 あると思ひます。

○林地方協力課長 そこに東日本大震災による各法人の業務の影響及び震災対応関連の業務実施状況というのを挙げさせていただいております。

この中で、業務の中に2つありまして、本来業務にどのような支障が出たのかということと、震災対応するために別途、どのような業務をやったのかというのがございます。国民生活センターについては、同時期に、今年はやらせていただきましたけれども、予定をしておりました全国消費者フォーラムなどについて、中止をせざるを得なかったといったような業務への影響がございました。また、国民生活動向調査などについても、調査票送付などを延期したということもございます。

一方で、1ページめくっていただきますと、発災直後は各被災地の消費生活センターがダウンをしておりましたので、消費者の方に無料をご利用いただける110番を開設したり、あるいはホームページ上に情報提供のためのコーナーを開設したりといったようなことをやらせていただいております。

また、総合生活相談体制をつくるための専門家派遣ですとか、最近では放射性物質の検査機器の貸与といったような取組をさせていただいておりますので、こういったことをご報告させていただいております。

○山本分科会長 そうしますと、これはもう要するに役所同士のやりとりでも済んだ話ということなのか、それとも、政独委からの文書のこの5ページ目のところに震災関連という形で指摘があるわけですが、これは私あてに来ている文章ですけれども、震災関連でこの2つの法人本来のミッションによるものであるとか、震災との因果関係等について、

それぞれ精査し、厳格な評価を行うことが必要であるということで、私どもにこういうことが言われているようにも受け取れるんですね。そうした場合に、先ほどの項目別評価表、それから、総合評価表のどこでどう対応することになるのか。夏の作業なのか、いつの作業なのか、そのあたりがちょっとはつきりしていないのではないかとということなんですけれども。

○石田地方協力課課長補佐 もう一度確認をさせていただきますが、総合評価表の中でも、2ページ目のところに、一番最後の総合評価の1つ上のところに、評価委員会等で政独委からの指摘事項に対する対応状況というのがございます。というのがございますので、この記述で総合的に評価をしていくことで足りるのかどうかも含めて、事務局、内閣府ともよく相談してみたいと思います。

○山本分科会長 そうですね。その辺、夏にまた別のものが必要だとか、別項目が必要だとか、そういうようなことのようにありましたら、また逐次ご連絡いただければというふうに思います。

この議事次第の2の項目別評表（案）、総合評価表（案）につきまして、さらにご意見、ご質問ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。そうしましたら、幾つかご意見も出されましたので、さらに事務方にも少しお考えいただいて、具体的な案の修文がまとまりましたら、基本的には私にご一任いただきたいと思います。修文の内容につきましては、事前に委員各位にお送りさせていただいて、ご確認をいただきたいと思いますので、そのような運びでご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、事後の作業はそうにさせていただくことにいたしまして、次に議事の3のその他につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○林地方協力課長 それでは、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず資料4に基づきまして、従前よりいろいろとご心配おかけしております、国民生活センターの在り方の見直しに関する検討状況についてご紹介をさせていただきたいと思います。

お手元にごございます2枚紙につきましては、たびたび触れさせていただきました、一昨年12月7日に閣議決定をされました、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、これに基づく国民生活センターの在り方をめぐる検討の動きについて、まとめさせていただいている紙でございます。これまでもタスクフォース、あるいはその検証会議の立ち上げなどにつきましては、この国民生活センター分科会の中でもご報告をさせていただいておりますので、特にこの昨年末から年明け以後の動きに焦点を絞って、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、一昨年12月の閣議決定の中では、必要な機能を消費者庁に一元化して、法人を廃止することを含めて、法人の在り方を検討するとされておりました。

このために、まず消費者庁と国民生活センターの幹部からなるタスクフォースを立ち上

げまして、当事者間での議論をした上で、広く関係者の意見を聞くという形で検討を進めさせていただきました。ここでは、基本的に平成25年度に消費者庁への移管・一元化を目指すという取りまとめをいたしました。これを受けまして、昨年8月、当時の消費者行政担当大臣でいらした細野さんがこの政務の判断というのを発表されまして、このタスクフォースの結論を踏まえた上で、この閣議決定の内容に沿って、さらに検討を進めると。その際には、特に第三者を含めた検証の機会を設けるということを発表されました。

このために、昨年の10月から消費者団体の皆さん、あるいは弁護士会の方、あるいは学識経験者の方といった、いわゆる第三者からなる検討組織としての国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議というのを立ち上げまして、後藤副大臣の主催によって検討を進めてまいりました。昨年の12月に中間取りまとめというのがございまして、ここで議論をしていただきましたのは、特に消費者庁への一元化というのがタスクフォースでの結論であったのに対して、この一元化以外の選択肢を含めていろんな可能性を議論してほしいということがございましたので、独立行政法人改革の中で議論されておりました、新たな法人、これへの移行、それから、この新たな法人ではなく国に移行するという、それから、第3の道として、当時は政府から独立した別形式の法人、特にその主旨は、これまで行革の中で、独立行政法人改革というのが随時行われてまいりましたけれども、こうした独立行政法人改革という枠組みの外に出る新たな独立した法人というものがないか、この3つが主として各委員からは議論として提出をされまして、その比較をしていただいたと。

その上で、新たな法人制度の姿というのが明らかになってまいりましたので、議論した結果としては、国へ移行することが現実的であるということ、その際には、移行先としては消費者庁、消費者委員会、それから、内閣府本府、この3つの選択肢があるということ、これが大宗のご意見でありました。その際に、ここでその詳細の在り方は余り十分に議論がされてはおりませんでしたけれども、いわゆる政府から独立した法人へ移行するという考え方についても留意すべきであるというのがこの取りまとめの中に盛り込まれておりました。

また加えて、附則3項というのがございますけれども、これは消費者庁・消費者委員会設置法の国会審議の際に、同法の成立に当たってつけられました附則、この附則3項の中では、法の施行後3年以内に、消費者行政関連の法律に関する消費者庁の関与の在り方、この消費者庁の関与の在り方の見直しと並行して、消費者庁・消費者委員会、国民生活センターなどの消費者行政体制の在り方、これも含めて検討すべしとされた附則でありまして、この附則の主旨も勘案しながら、別途検討の場を設けて、今年の夏までに結論を得るように努めるべきというのが、この検証会議での中間取りまとめでございました。

1枚めくっていただきまして、5ポツで「検証会議中間取りまとめを踏まえた政務決定」というのがございます。実はこの12月27日の政務の決定まで、およそ検証会議の取りまとめから3週間ほど時間がございました。この間に政務みずから消費者団体の皆さんですと

か、弁護士会の皆さんですとか、いろいろ意見交換をされたりもしまして、ご議論をしていただいた上で、基本的な各委員の認識として、国民生活センターの果たしている各機能については、すべてを維持して、一体性を確保しながらより一層充実させていくというのが、これが必要だというのが基本認識でありましたので、そのことを前提にご検討いただいた上で、独立行政法人改革によって示された新たな法人制度ではなくて、国へ移行することが妥当であるという結論をいただきました。その際には、別途検討の場を設けて検討する。平成25年度を目途に、国へ移行するために所要の法整備等を行うといったようなことも併せて発表していただきました。その際には、政府から独立した法人ということ、この考え方については、国への移行の中でその主旨を生かすということも併せて発表いただいております。

また、同時並行的に、年明け1月19日に行政刷新会議の独立行政法人改革に関する分科会報告というのがございました。また、同日に行政刷新会議決定が行われておりまして、翌日には「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」というのが本年の1月20日に閣議決定をされております。基本的な内容は国民生活センターについては検証会議での取りまとめを踏まえた政務の決定というものをある意味裏付ける形の決定内容になっております。

6ポツ、7ポツをごらんいただきますと、6ポツの中では、消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、平成25年度を目途に、本法人の機能を国に移管すべきということで、分科会報告が行われ、行政刷新会議決定がされております。閣議決定の中でも、同様に国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管するという内容が閣議決定されております。

これを受けまして、この2月22日から、前の内閣府独立行政法人評価委員会の委員長をされておりました、大森先生を座長に国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会というのを今、立ち上げて運営をさせていただいております。事務局は、これは議論の対象が国民生活センターと消費者庁との関係というだけではなくて、消費者委員会や内閣府本府も含めた広い範囲での行政組織の体制についての検討ということになりますので、内閣府の中に別途事務局を設けて、この検討会の運営をさせていただいております。

検討事項については、(2)にありますように、国への移行ということが閣議決定されましたので、国民生活センターの機能を担う国の中の組織の具体的な在り方、それから、このこととはまた別に、消費者庁や消費者委員会といった、消費者行政に係る行政組織の体制の在り方というものも含めて検討していただくということになっておりまして、これまでに4回開催をさせていただいております。多くは、消費者行政推進会議などご参加をいただいた当時の座長の佐々木先生、あるいは新宿区の中山区長さんなどを中心に、この間、いろいろとご議論いただいております、消費者団体の皆さん、あるいは弁護士の

皆さんといった関係者から順次、これまでヒアリングを実施させていただいておまして、これから中身についての討議というものをしていっていただくという予定にしております、この夏までには具体的な組織体制の在り方について、取りまとめを行っていただく予定にしております。

私からの説明は以上でございます。

○山本分科会長 それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。

大河内委員、どうぞ。

○大河内委員 タスクフォースのところに、国民生活センターと一緒に情報発信とか人事交流とか、試行するというふうに書いてあるとおり、今もういろいろやっつけらっしゃるんですか。

○林地方協力課長 人事交流についてはもちろんですけども、特に情報発信について、これは情報発信チームというのを設けて、相互に端緒段階から持ち寄って、特に迅速な手口公表や注意喚起につなげるという意味で、消費者庁と国民生活センターとの共同作業というのは現在も引き続き行っております。

また、人事交流は実は独立行政法人のままですと、身分を切り替えるために、結構保険とか年金とか手続がかなり煩雑なものですから、思うようにはそう頻繁にというわけには実はいかないところがあるんですけども、国民生活センターのほうでも、我々行政職員向けの研修コースみたいなものを設定していただいたり、あるいは土日、祝日の相談の機会を活用して、我々も体験的な研修を受けさせていただいたりということで、随分研修という形でのお互いの組織の理解ということを深める機会は、現在もこれも並行して進めさせていただいております。

○大河内委員 そこから何か問題とか、課題とか、出てきているというようなことはあるんでしょうか。

○林地方協力課長 これはむしろ国民生活センターの皆さんからお答えいただいたほうがいい部分があるのかもしれませんが、少なくとも情報発信の共同作業の中で、これまでなかなか法的な課題ではないかと思われていながら、積み残されていたもの、あるいは、現実に実現がされていないものというのがあります。これは政策検討会議という形で、それこそ両者の幹部が定期的に集まって、そういった政策課題についてどう対応していくのかというのを議論しながら決めていくという場を持たせていただいております。ちょっと大河内先生がおっしゃられている主旨とは違うかもしれませんが、そういうお互いの問題意識を共有しながら、実際の制度改正につなげていく、あるいは運用改正につなげていくということの動きを、一緒にテーブルについてしていくという意味では、よりお互いの組織の理解が深まっている部分もありますし、特に情報発信の担当者は、従来に比べても一緒に共同作業する頻度が高くなっていますので、そういった意味での連携というのはとれやすくなっているのではないかなと思いますし、また、研修や人事交流についても、私自身

も参加をさせていただきましたけれども、やっぱりなかなか消費者行政を担当していても、いわゆる相談を中心としたセンターや窓口の日常業務ってどんなふうに行われているのかということについては、わからない、知らないという部分がありますので、そういった意味でも、こういう試行をやるということは意味があるし、これはもともと始めるときにも、記者の方から聞かれてそういう説明をさせていただいていたんですけれども、基本的には試行と言いつつ、どこかの段階でやめるという性格のものでは本来ないので、継続的にやらせていただくということだと思います。

○大河内委員 合理化のためにやることなのでぜひ、しっかりやっていただきたいと思っています。

○山本分科会長 昔から、内閣府の時代から国民生活センターに内閣府の国民生活局の方が行っておられたこともありますし、だから、今回さらにそれを規模的にも頻度的にも上げていくということなので、今回、こういう移行の案件を背景に、さらに実効性ある形でお取り組みいただければというふうに考えます。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

では、特にございませんようでしたら、この点につきましてはご説明を承り、さらに私どもの業務にも関係することがございますので、引き続き注視させていただきたいというふうに考えております。事務局におかれましては、また何か動き等がございましたら、委員の皆様へ情報提供いただければというふうに思います。

それでは、一応本日予定されていた議題はこれで終了いたしましたので、今後の予定について事務局からご説明をお願いいたします。

○林地方協力課長 お手元に参考5という資料をお配りをさせていただいております。今後の独法評価委員会、それから、国民生活センター分科会の開催予定などを整理させていただいたものでございます。

この3月29日の木曜日に、内閣府の独立行政法人評価委員会が開催されることになっておりまして、ここでは各法人の中期目標期間の業務実績に関する仮評価の進め方や組織・業務見直しの進め方ということについてご議論をいただくことにしております。

本日、山本分科会長はじめ各委員からご指摘をいただきました、項目別評価表や総合評価表についての修正については、適宜作業をさせていただいた上で、また対応させていただきたいと思います。

また、この分科会との関係では、6月から7月にかけて、国民生活センターから主務大臣に対して、年度の業務実績報告書等の提出があるということ踏まえた上で、この7月から8月にかけて、業務実績のヒアリング、あるいは中期目標期間終了時の仮評価のヒアリングというのをやっておいただくこととなります。

また、8月以降には、業務実績の評価、あるいは中期目標期間終了時の仮評価、それから、中期目標終了時の組織・業務見直しの当初案といったものをご議論いただくこととなります。

こうしたスケジュールで進んでまいりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思うし、また私どもも、先ほどもご指摘にありましたように、事務局としてできる限りフォローをさせていただくということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本分科会長 それでは、中期目標期間終了時の仮評価につきましては、これは当分科会の議決事項というふうには、親委員会との関連で整理されてございませんので、29日の親委員会で順調にご決定いただければこういうような作業が夏に予定されているというふうに受けとめいただきたいと思っております。多分前倒し、原案作成作業のみをこちらに授權いただくと、そういう整理で、議決はあくまでも親委員会と、今日の総合評価表とか、各事業年度の評価につきましては、当分科会の議決事項という整理でご理解いただければと思っております。

それから、ちょっと事務局に伺いたいのですが、今日いろいろ総合評価表とか、個別評価表の修正の件が出ましたね。あれは29日に出さなければいけない紙でしたか。そうすると、急ぐことになりますね。それは大丈夫ですか。

○石田地方協力課課長補佐 大丈夫でございます。

○山本分科会長 そうですか、わかりました。

それでは、そのような予定で運びますので、委員の皆様、またよろしくお願いいたします。

では以上で本日予定された議題はすべて終了いたしましたので、これをもって本日の分科会を閉じたいと思っております。長時間にわたりご審議、誠にありがとうございました。

午後3時07分 閉会